# 会 議 绿 (要 旨)

会 議 名	平成23年度 第5回 武蔵村山市介護保険運営協議会
開催日時	平成23年11月24日(木) 午後5時40分 ~ 午後7時35分
開催場所	市民総合センター3階 中会議室
出席者及び	出席者:佐野英司会長、石橋洋子副会長、山口久美子委員、藤田仁委員、 清水光子委員、笹本悦弘委員、柳川研一委員、山部利正委員、 (事務局) 荻野高齢・障害担当部長、島田高齢福祉課長、住谷 高齢福祉グループ主査、柏﨑相談・支援グループ主査、清野介護認定・給 付グループ主査、佐藤管理グループ主査、池谷管理グループ主事 欠席者:加園富男委員、石川清委員、﨑田圭伊子委員
議題	1 開会 2 報告事項 (1)第5期計画書(案)の第5章及び第6章について (2)その他 ①市民説明会実施について ②平成24年度予算見積書の提出 ③第3回武蔵村山市高齢者福祉計画等策定委員会の開催について ④介護保険料率における第11段階設定時の歳入額の変化について ⑤次回日程について 3 閉会
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	
審 議 経 過 (主な意見等を原則と	○会長 それでは、第5回介護保険運営協議会を始めたいと思います。報告事項の1についてお願いします。 ○事務局 (1)第5期計画書(案)の第5章及び第6章について ○委員 一旦質問なのですが、前回の計画と比べた対照表がないと審議にならないのではないでしょうか。口頭で言われただけだとわかりにくいです。 ○委員 今までの章の文言と違うのが気になります。節の部分が今までは体言止めで、5章は「○○します」となっています。 ○会長 短時間での全体の説明はとても難しいと思いますが、どこがどう変わったのかということが示されていると助かります。また、高齢者がこれから先どのような生活が保証されていくのかがみえてくる計画になるといいと思っています。たとえば、緊急通報システムがどのように機能しているのかとか。高齢者福祉がこれからどのように進んでいくのか、全体像がみえてきません。 ○委員 武蔵村山市オリジナルのところはどこですか。 ○事務局 市のほうで考えて施策をやるという今までの手法ではありません。地域ケア会議で関係者が集まって、地域の問題点を把握して、どういった施策

を行っていくのかを考えなくてはなりません。市のほうで一方的に決めて 進めていく体系にはなっていません。地域包括ケアシステムを構築してい かなくてはなりません。現状で行われている事業を活用していきながら、 地域に合った施策を展開していくことになります。なので、考え方は示す ことができますが、「この地域はこれ」といった具体的な内容のことにつ いては、来年4月1日から始まる地域ケア会議の中で議論していくことに なります。

### ○委員

45 ページの介護予防推進にある筋力トレーニング事業ですが、昨年度まで医師会が関わっていましたが、実績数は増えていますか。

### ○事務局

合計参加人数は 2,242 人いますが、この事業は医師会が関わっていただいていた事業とは別事業です。同じ介護予防でも運動器の向上事業となっていて、基本チェックリストの判定結果による事業とは違います。

# ○委員

地域ケア会議とはどんなものですか。

#### ○事務局

地域包括ケアシステムを構築するにあたって、医療関係者、権利擁護関係者、ケアマネジャー、地域包括支援センター職員等が集まって開く会議です。その会議の中で包括的継続的介護予防のケアマネジメントといった支援を、現在行っている事業に加えてしていただくことになります。会議のコーディネートをしていただくのは地域包括支援センターになります。地域包括支援センターを中心として、関連する事業や施策の便宜を図っていくという位置づけの会議となっています。

### ○委員

在宅で暮らしている人に対して広い角度からフォローアップできる体制を築いていくということはわかりましたが、新しい武蔵村山市のサービスをつくることは無理じゃないでしょうか。

#### ○事務局

一般施策で個々に行っている施策があるのは認識しています。ケア会議によって、各施策が連携して新しいのが生まれてくればいいと考えていますし、そうしなければ在宅で暮らしている方を支えていくことができなくなっていくと考えられます。

### ○委員

多職種が集まるということは頻繁に会議は開けない。ということは、実 務面では地域包括支援センターが動くことになると思います。それで機能 するのですか。地域包括支援センターの職員が抱える仕事の量は今でも多 いです。

#### ○事務局

国もそれは認識していますので、現状のまま追加で仕事をさせるわけではなく、一部を免除することになると思います。

#### ○委員

47 ページの認知症疾患医療センターについて、どのような情報を持っていますか。

### ○事務局

小平市にある精神・神経医療研究センターの中にできるとのことです。 東京都の方でも強い要望があるので、活用してうまく連携を図っていた だきたいと思います。

### ○会長

50・51 ページにありますが、介護療養型医療施設の廃止が 26 年度に早

まっていますが、市民は影響は受けないのですか。廃止されても大丈夫なのですか。次回でかまわないので資料を提示してください。

# ○委員

5章はとても大事で、市の考え方が如実に表れていると思います。なので、対照表をやっていただけますか。

### ○事務局

やります。

### ○会長

では、5章の80ページ以降の説明をお願いします。

#### ○事務局

(80ページ以降を説明。)

### ○会長

市民説明会と保険料についても説明をお願いします。そのほうが質問が出やすいと思いますので。

### ○事務局

(2) その他について

#### ○会長

A 案、B 案、C 案についてこの委員会の中でどれがいいか結論を出すのですか。

### ○事務局

はい。

### ○会長

市民説明会の中で「前回は最高で 2.0 倍という数値で協議会が答申していたが、実際は市長から 1.8 倍という提案がなされた」と書いてありますが、そうだったのですか。

### ○事務局

そのように伺っています。2.0 倍という答申を受けた後、市のほうで介護保険料の金額の調整や介護方針の改定等があって、1.8 倍に下げた経過だと思います。

### ○会長

ということは、協議会の決議はどの程度拘束力があるのですか。答申というかたちで、それをどう生かすかは市のほうの判断になりますか。

### ○事務局

そうなります。答申を受けてそのままいくこともありますが、内部で検 討した結果となります。一義的には答申を尊重することにはなります。

A案の現行案は前回議論していただいて承認をされた案です。

#### ○会長

A 案に対する増額割合が B 案より C 案が低くなっているのはなぜですか。

### ○事務局

B 案は所得額が800万円以上の方が218人いますが、C 案だと1千万円以上の所得者が156人と少なくなっているためです。なので、保険料を多くいただくという意味であればB 案の方が有効となります。

#### ○委員

市民の方の考えとして、「2倍にしたら?」という意見は多いのですか。

# ○事務局

そういう言い方ではなくて、低所得者に対する施策を打ってくれという ことです。

#### ○委員

それが真意ですね。低所得の人は支払いを少なくする分、高所得の人は 払って、ということですね。

### ○委員

なんとか安くならないのかということですね。

#### ○会長

保険料収入の増額を多くすることが狙いではなく、極端に言えば第1段 階を下げてほしいということですね。

#### ○委員

増収だけを考えると、下の方の人を 0.1%でも上げたほうが増収になります。

### ○会長

増収の分をそのまま歳入額を増やさず、第1段階の保険料を安くするために使うとするなら、0.5倍がいくつになるのですか。

### ○事務局

今計算してみます。

### ○委員

アンケートでも、保険料が妥当と答えている割合は 39.2%で、高いという人は 10.2%です。

#### ○事務局

計算終わりました。B 案の 255 万 600 円を第  $1 \cdot$  第 2 段階の方に振り分けた場合の効果は、年額で 811 円、月額で 67 円の削減効果があります。C 案ですと、年額で 580 円、月額で 48 円の削減効果があります。

### ○委員

第 1 段階は生保だし、そうなると生保の扶助が多くなるだけで同じことですね。

### ○事務局

第2段階は生保を受けていない非課税の方々ですが、月額が 2,357 円になります。

### ○会長

実際下がるのはその程度なんですよね。

#### ○事務局

2倍以上の市町村もありますが、費用が足りなくてやむを得ないという 事情をかかえていることがほとんどです。あるいは高額所得者が多い自治 体だったりします。

# ○委員

今回の3年間で、B 案 C 案にあるように、180万円とか250万円と、税収を上げないと介護保険制度はやっていけませんか。必要ならば上げなくてはいけないけど、そうでないのであれば上げなくていいのではないでしょうか。

#### ○事務局

はじめから上げるとか上げないとかではなく、あくまでも提案でご審議 いただいています。現行案で3年間は運営していけると考えています。

#### ○会長

市民説明会であった、3億円あるうち、取崩しが1億2千万円で、繰越が1億8千万円くらいある、とのことですが。

### ○事務局

東京都からの、財政安定化基金からの取崩しはまだ反映されてない金額です。

### ○会長

事務局としても、協議会としても A 案の現行案で審議していますが、市

	民説明会等の意見を踏まえて、当委員会としては前回通り現行でいくか、
	それとも変えるか、ご意見いただきたい。
	○委員
	A 案でいいと思いますし、やっていけると思います。増額して取れるか
	ら取るというのもありますが、先々のことを考えると、そういうことをし
	よっちゅうやらないほうがいいと思います。
	○委員
	<sup> </sup> 現行でやっていって、できなくなったらまたみんなで論議するかたちで
	いいのではないでしょうか。
	○会長
	- 現行のA案でよろしいですか。(全会一致)
	では、A案で当委員会としては答申させていただきます。
	○委員
	○安原   ヘルパー事業自己負担金助成制度は法律違反ですが、まだ続けるのです
	か。
	/^-。  ○事務局
	○事物別   市の施策は行政評価の制度があって、第三者の行政評価委員に評価をし
	「中の旭泉は行政計画の前及があって、第二年の行政計画委員に計画をしていただいています。その中の議題には挙がっていますので、第三者の意
	見を踏まえながら検討していくというスタンスでいます。
	○委員
	一次予防、二次予防のあたりのくくりはつくるのですか。
	それらを進めていくスタートになりますので、今の段階では内容まで明
	らかにできないので、計画書の中にはつくりません。
	○会長 
	本日の会議は以上です。ありがとうございました。
	■公 開 傍聴者: <u>2 人</u>
今業の公則 -	
芸織の公用・	※一部公開又は非公開とした理由

会議の公開・非公開の別		傍聴者:_	2	
会議録の開示・ 非 開 示 の 別	■開 示 □一部開示(根拠法令等: □非 開 示(根拠法令等:			)
庶務担当課	健康福祉部	高齢福祉課(内線:	)	

(日本工業規格A列4番)